

人権についてみんなで考えよう

くわしくは 総務課 人権・男女共同参画推進係 ☎0288-21-5184

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会で、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めての人権保障の目標と基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は「人権デー(Human Rights Days)」と定められています。

国内では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日～12月10日)を「人権週間」と定め全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。



人権相談所の特別開設

12月4日(月)～10日(日)の「人権週間」に合わせ、通常の人権相談のほか、人権擁護委員による人権相談所を特別開設します。利用してください。

相談窓口

会場	実施日	受付時間	問合せ
市役所本庁舎1階 協議室112	12月8日(金)	午後1時30分～ 3時30分	総務課 ☎0288-21-5184
日光公民館	12月4日(月)		市民サービス係 ☎0288-54-1116
藤原公民館			☎0288-76-4104
足尾公民館	12月7日(木)	午後2時～4時	☎0288-93-3112
湯西川公民館		午前10時～正午	☎0288-97-1114

人権トピックス

① こどもの人権絵画コンテスト展示会

小学校の児童および特別支援学校の小学部の児童が「こどもの人権絵画コンテスト栃木県大会・日光市塩谷町地区大会」に応募した作品の中から、入賞作品を展示します。

区大会」に応募した作品の中から、入賞作品を展示します。

日時：12月4日(月)～7日(木)午前8時30分～午後5時15分

場所：市役所本庁舎1階市民ホール
問合せ：総務課

☎0288(2)5184

② 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

期間：11月15日(水)～21日(火)

時間：午前8時30分～午後7時(土曜・日曜日は、午前10時～午後5時)

問合せ：宇都宮地方法務局栃木県人権擁護委員連合会(ナビダイヤル)：0570(070)8110

カジュアル家事MEN養成講座(愛称：かじかじ)

男女共同参画トピック



▲市ホームページ



料理などを楽しく学びながら、男性が家事スキルを習得することで、家事の分担が進み、女性が活躍しやすい社会の実現を目指した「かじかじ」を行います。詳しくは、市ホームページまで。

児童虐待を防ごう！ 子どもの幸せを守るために

くわしくは 子ども家庭支援課 家庭児童相談室 ☎0288(30)7830

■児童虐待はなぜ起きてしまうの か？

多くの場合、ひとつのことが原因ではなく、家族間のストレスや経済的な問題、保護者自身が子どもの頃に虐待を受けて育ち、子どもへの接し方がわからない、地域からの孤立などさまざまな要因が重なったとき、家族関係が不安定になり虐待が起きてしまいます。次のことは虐待のサインかもしれません。虐待のサインを感じたら、ためらわず相談してください。

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声がある
- 子どもに不自然な傷やあざがある
- 子どもが家の外に締め出されている
- いつも同じ衣服、汚れた衣服を着ている
- 子どもの前で夫婦ゲンカをしている
- 夜間に子どもだけで留守番をさせている

子育てをする中で生じる不安や寂しさといった感情は、決して特別なものではありません。虐待する保護者はひどい人と思われがちですが、子育ての大変さを家族や周囲の人にわかってもらえず、保護者自身も苦しみや孤独を



相談先
(電話は24時間対応)

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189通話無料

市家庭児童相談室
☎0288-30-7830

※連絡をした方の秘密は守られます。匿名でも構いません。

感じ、そのストレスを子どもに向けてしまうこともあるかもしれません。保護者を責めるだけでは、問題は解決しません。児童虐待は社会全体で関わり、解決していくべき問題で、周囲の温かい支えが必要です。地域みんなで子どもたちの未来を守りましょう。



また、市家庭児童相談室でも子どもに関する相談を受け付けていますので、気軽に相談してください。

女性に対する暴力を、なくそう 性暴力を、なくそう

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

また、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

暴力は人権侵害です

暴力は、その対象の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどは、女性に対する暴力であり、決して許されるものではありません。

この機会に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをしていきましょう。

性暴力とは

同意のない、対等でない、強要された性的行為のことです。どんな相手(身近な人や夫婦・恋人)でも、どのような状況や場所でも、性別や年齢に関係なく、望まない性的な行為は性暴力にあたります。

あなたの気持ちを伝えてください

ひとりで悩まずに、まずは相談してください(秘密は守ります)。また、被

害者から相談されたら、専門の相談機関があることを教えてください。

パープル・ライトアップの実施

市は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、市役所本庁舎を紫色にライトアップします。

相談窓口

相談機関	電話番号
日光市女性相談ほっとライン 平日(午前8時30分～午後5時15分)	0288-30-4140
(性被害)とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)	028-678-8200 <small>はやくワンストップ</small> または#8891
(性被害) 栃木県警察性犯罪被害者相談電話	0120-363-339 <small>ハートさん</small> または#8103

キュアタイム Cure Time

内閣府による性暴力に関するSNS(チャット)相談(毎日午後5時～9時)

